

市町村保健活動の再構築に関する検討会開催要綱

1 趣旨

平成6年の地域保健法改正以降、各種保健事業が市町村に移管され、保健活動の中心的な役割を市町村が担うこととなった。

わが国では、少子高齢化が進展する中で、介護予防や生活習慣病対策、高齢者や児童の虐待防止、精神保健福祉対策など地域の健康課題は複雑化、多様化しており、専門技術職員に求められるものは多岐にわたる。特に、これまでの定型化された業務を遂行するだけでなく、処遇困難な事例への対応やその解決のために関係機関と連携すること、そして地域全体での取組が進むよう支援することが求められるようになった。さらに、全国的な市町村合併の進展に伴い、市町村人口規模の増大や活動範囲の広域化による活動方法や活動形態の変化、また、福祉分野等への分散配置による人材確保や配置のあり方に関する課題の解決が求められるようになり、保健活動体制を再構築することが喫緊の課題となっている。

市町村保健活動については、平成17年度の日本公衆衛生協会の地域保健総合推進事業において、「市町村保健活動体制強化に関する検討会」を開催し、市町村における保健活動の実態を把握し、市町村保健活動を実施する上での課題をまとめた。そこで本検討会では、この検討結果を踏まえ、市町村保健活動における課題を解決するために、地域保健における行政主体としての市町村の役割を明確にしつつ、専門技術職員の適正配置や人材育成体制等について検討を行い、市町村の保健活動体制の再構築及び保健活動の機能強化に資することを目的とする。

2 検討課題

- 1) 地域保健における行政主体としての市町村の役割の明確化
－専門技術職員の業務の在り方－
- 2) PDCA サイクルに基づく保健活動を推進するための体制整備
- 3) 分散配置(保健・福祉・介護・医療等)における活動体制の在り方
- 4) 市町村保健活動を強化するための連携・協働の在り方
- 5) 専門技術職員の配置基準の考え方
- 6) 専門技術職員の人材育成体制の在り方

3 検討会構成員等

- 1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとし、うち1人を座長とする。
- 2) 検討会の構成員の任期は、平成19年3月31日までとする。

4 その他

- 1) 検討会は、厚生労働省健康局長が開催する。
- 2) 会議は、原則として公開とする。
- 3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

(別 紙)

構成員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
有原 一江	狭山市保健センター 保健指導担当課長
井伊 久美子	兵庫県立大学看護学部 教授
伊藤 雅治	全国保健センター連合会 理事長
大橋 範秀	三重県健康福祉部健康福祉総務室 副室長
尾島 俊之	浜松医科大学健康社会医学 教授
鏡 諭	所沢市保健福祉部高齢者支援課 課長
佐伯 和子	北海道大学医学部保健学科 教授
迫 和子	神奈川県秦野保健福祉事務所 副技幹
曾根 智史	国立保健医療科学院公衆衛生政策部 部長
田尾 雅夫	京都大学公共政策大学院経済学研究科 教授
田上 豊資	高知県中央東福祉保健所 所長
藤内 修二	大分県福祉保健部健康対策課 参事
長谷部 裕子	南アルプス市保健福祉部健康増進課 副主幹
藤山 明美	神戸市保健福祉局健康部地域保健課 主幹
本田 栄子	熊本県立大学環境共生学部 助教授
山野井 尚美	岡山県保健福祉部保健福祉課 副参事

(50音順 敬称略)